

○庄原市生活道整備補助金交付要綱

平成17年6月13日告示第179号
改正

平成19年3月30日告示第53号

平成29年3月14日告示第40号

平成30年8月24日告示第96号

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活道の整備を行う者に予算の範囲内において補助金を交付し、住民の日常生活の利便性及び公共福祉の向上に資するため、当該補助金の交付に関し庄原市補助金交付規則（平成17年庄原市規則第46号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 生活道 道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する道路以外の道路であって、1戸以上の住宅が日常生活において通行道路として利用し、一般交通の用に供しているものをいう。

(2) 住宅 屋根及び周壁又はこれに類するものを有し、土地に定着した建造物であって、居住の用に供し得る状態にあるものをいう。

(3) 路面舗装 加熱合材（舗装厚が表層3センチメートル以上、補足材料3センチメートル以上のもの）又は生コンクリート（舗装厚が8センチメートル以上のもの）によって新たに舗装するものをいう。

(4) 改築工事 路面舗装、拡幅等の既設生活道の効用及び機能を向上させるためのものをいう。

(5) 修繕工事 損傷した道路を復旧するものをいう。

(補助の対象)

第3条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当する生活道に係る新設工事、改築工事又は修繕工事とする。

(1) 全幅が1.8メートル以上、基幹となる道路から住宅の宅地境界までが1路線10メートル以上の生活道

(2) 全幅が0.9メートル以上、基幹となる道路から住宅の宅地境界までが1路線10メートル以上であり、かつ、拡幅が困難で、不特定多数の通行がある等、特に公共性及び公益性が高いと市長が認めた生活道

(3) その他市長が必要と認める生活道

2 補助の対象者は、事業を行おうとする当該生活道の所有者又は利用者とする。

(補助の対象外)

第4条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助の対象としない。

(1) 団体営農道整備事業、小規模農業基盤整備事業その他国又は県の事業による施行対象とするもの

(2) 庄原市農林施設整備事業補助金交付要綱(平成17年庄原市告示第115号)の規定による整備その他の補助事業により整備するもの

(3) 生活道敷地の所有者その他の権利を有する者の同意が得られないもの

(4) 生活道に係る路面排水の流末が、農業用水路、私有地等に流入する場合において、その管理者又は所有者の承認が得られないもの

(5) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定による開発行為の許可を受けて施行したもの

(6) 補助金の交付を受けようとする当該生活道の所有者又は利用者において、事業完了後の維持管理を計画的に実施する確約ができないもの

(7) この要綱及び類似した補助金等により整備した生活道で、整備後10年を経過しないもの

(8) その他市長が不相当と認めるもの

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象事業に要する経費と、毎年度市長が別に定める標準設計による工事費用を比較し、いずれか低い額(以下「補助対象額」という。)に100分の40を乗じて得た額(1,000円未満の額は、切り捨て)の範囲内とする。

2 前項に定める補助金の限度額は、1生活道につき64万円とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算書（様式第2号）
- (2) 事業施行同意書（用地及び排水流末地先関係者）（様式第3号）
- (3) 代表者選任届（受益関係者等が2名以上の場合）（様式第4号）
- (4) 維持管理に関する確約書（様式第5号）
- (5) 設計書又は工事見積書（様式第6号）
- (6) 設計図（平面図及び標準横断図）
- (7) 現況写真（3箇所以上）
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 前項に定める申請書の提出期限は、毎年度、市長が別に定める。

（交付決定等）

第7条 市長は、前条第1項に定める申請書を受理したときは、その内容を審査し、
適当と認めるときは、交付決定通知書（様式第7号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に定める通知書に次に掲げる指示又は条件を付すものとする。

- (1) 事業を中止し、又は廃止するときは、あらかじめ市長に届出をすること。
- (2) 事業が予定期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難となったときは、速やかにその旨を市長に報告し、指示を受けること。
- (3) 事業が完了したときは、速やかに市長の完了検査を受けること。
- (4) 完了検査の結果、事業内容に瑕疵等があったときは、手直し工事等を施工すること。

3 市長は、第1項に定める審査の結果、補助対象外の事業又は予算の都合により補助金を交付することができないときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

（届出の義務）

第8条 前条第1項に定める交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）が事業に着手したときは事業着手届（様式第10号）を、事業が完了したときは事業完成届（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（事業計画の変更）

第9条 交付決定者は、事業計画を変更しようとするときは、計画変更承認申請書（様式第8号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に定める申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、計画変更承認通知書（様式第9号）により当該申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、実績報告書（様式第12号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- （1） 事業実績及び収支決算書（様式第13号）
- （2） 領収書の写し又は工事請負契約書の写し
- （3） 工事完成写真（3箇所以上）
- （4） その他市長が必要と認める書類

2 前項に定める書類の提出期限は、事業完了の日から30日を経過した日又は補助金交付決定の通知を受けた日の属する会計年度の末日のいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条に定める実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定するとともに、確定通知書（様式第14号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付請求書（様式第15号）により市長に請求しなければならない。

（補助金の返還）

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- （1） 補助金をその目的以外に使用したとき。
- （2） 第7条第2項に定める指示又は条件に違反したとき。
- （3） 第8条に定める届出及び第10条に定める実績報告をしなかったとき。
- （4） 随時検査を拒んだとき。
- （5） 補助対象事業費の支出額が計画額に比し、著しく減少したとき。
- （6） 事業を中止し、又は市長において事業遂行の見込みがないと認めるとき。
- （7） 事業の実施について、不正な行為があったとき。

(問題の解決)

第14条 事業の実施に伴い、用地、路面排水等に問題が生じたときは、交付決定者の責任と負担により解決するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年6月16日から施行する。

(平成30年7月豪雨による災害に伴う修繕工事の特例)

2 第3条第1項の規定により補助対象事業となる生活道に係る修繕工事のうち、平成30年7月豪雨による災害に伴う復旧に係るもの(以下「災害復旧工事」という。)については、第4条第7号の規定は、適用しない。

3 平成30年7月5日から同年9月30日までの間に着手し、又は完了している災害復旧工事について、本要綱による交付申請等の手続が困難なときは、市長が申請者に別に指示する書類等により補助対象であることが確認できるときに限り、本要綱の手続に係る規定にかかわらず、補助対象とすることができるものとする。

4 前項に該当する者の交付申請は、平成30年9月30日までにを行うものとする。

附 則 (平成19年3月30日告示第53号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月14日告示第40号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年8月24日告示第96号)

この告示は、平成30年8月25日から施行し、平成30年7月5日から適用する。

様式 (省略)